

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂出市長 有福 哲二

市町村名 (市町村コード)	坂出市 (37203)	
地域名 (地域内農業集落名)	川津地区 (鑄物師屋、峠、東山、円造寺、山田、昭和、中原、中塚、弘光、元結木、西原、西又、折居、春日、六反地、蓮尺、下川津、井手ノ上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化しており、引き続き法人が借り受け、農地保全に取り組むべきである。
- ・水系が複雑である。
- ・438号線から東側の農地は1筆あたりの圃場面積が小さく、進入路等も狭いことから、大型機械が入りづらい農地がある。
- ・用途区域やその周辺の地域では宅地化が進み、農業に対する理解が難しい。
- ・徐々に担い手への集積は進んできているが、圃場が分散しており集約化には至っておらず、作業効率の向上にはつながっていない。
- ・大半の農地が農用地に指定されていないことから、売却・転用される可能性が高く、優良農地の減少が懸念されている。
- ・宅地が多く、野菜作りの歴史も浅いことから営農が難しい。
- ・取水が難しく、野菜作りにおいて春から夏の作付が困難である。
- ・進入路のない農地が多い。
- ・水利が不明なところがある。
- ・特に稲作農家の後継者育成が進んでおらず、水田営農の計画が立っていない。
- ・地区において、規模拡大意向のある担い手が少ないため、地区外の担い手への農地集積・集約を進める必要がある。

【地域の基礎データ】

主な農業者:25経営体(認定農業者:8者、多様な農業人材:17者)

主な作物:米麦、露地野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、農地中間管理事業を活用して規模拡大の意向がある中心経営体に集積する。
- ・現耕作者による営農が困難となった場合にも、農地機構の機能を活用し、新たな受け手の確保に努める。
- ・圃場整備を進めるよう努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	213.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地および現在、耕作されている農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・営農の継続が困難であるなど規模縮小を希望する農業者等の農地については、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積、集約化については、(公財)香川県農地機構の活用を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者、新規就農者および規模拡大を考えている農業者を中心に農地を利用していくとともに、県やJAなどの関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域のニーズがあれば検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

・イノシシの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、有害鳥獣捕獲者にわなや檻の設置を依頼し被害を防ぐ。  
 ・山間部で農業上の利用が困難である農地については、粗放的な利用等を検討する。